

加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社 への分割の認可に関する審査の結果の案の取りまとめ

令和5年2月15日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMHI原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集は行わないとする原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 審査の結果の案の取りまとめについて

令和5年1月10日に三菱原子燃料株式会社及びMHI原子燃料株式会社から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第18条第1項の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工の事業をMHI原子燃料株式会社へ承継することに伴う分割認可申請書が提出された。また、令和5年2月3日に同申請の補正書が提出された。

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第18条第2項において準用する、同法第14条第1号、第2号及び第4号並びに同法第15条のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

4. 科学的・技術的意見の募集

本件については、科学的・技術的な論点がないことから、審査の結果に対する科学的・技術的意見の募集を行わないことについて了承いただきたい。

5. 今後の予定

経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第18条第1項

に基づく当該分割認可申請に対する認可処分の可否について判断をいただきたい。

なお、原子炉等規制法に基づき核燃料物質の使用の許可等を受けている三菱原子燃料株式会社の分割に係る申請については、文書管理要領別表第3（1）に基づく専決処理にて処分する。

<別紙、参考>

別紙1 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割に係る認可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する認可の基準への適合について（案）

別紙2 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する意見の聴取について（案）

参考1 参照条文

参考2 加工事業者である三菱原子燃料株式会社のMH I 原子燃料株式会社への分割の認可に関する審査の概要